

建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準の骨子案

1 制定理由

建築基準法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、建築物の敷地の接道義務の適用除外に係る手続において、これまで改正前の法第43条第1項の規定に基づく許可の対象としていたもののうち、一定の要件を満たすものについては、手続を合理化することを目的に、認定の対象となりました。

今回の法の一部改正をうけ、本市においても、適正な法の運用をはかることを目的に、法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準と認定申請時の必要図書について定めます。

2 制定内容

2-1 認定基準

本市がこれまで行ってきた法第43条第2項第2号の規定に基づく許可における判断も踏まえた認定基準とします。

- ・建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第10条の3の規定に適合するものであること。
- ・規則第10条の3第1項第2号の基準に適合する道は、平成11年（1999年）5月1日時点ですでに建築物が立ち並んでいること。
- ・認定に係る建築物は、容積率の上限160%であること。
- ・認定に係る建築物は、認定申請敷地が接する道を前面道路とみなした場合に法第56条の規定に適合するものであること。
- ・認定申請敷地が接する道との境界線は側溝等により明確にすること。
- ・認定申請に係る道の管理者と、道の整備等について協議が整っていること。

2-2 認定申請時の必要図書

規則第10条の4の2及び吹田市建築基準法施行細則第5条の3の規定に基づく図書を求めます。

3 施行予定時期

平成31年2月中旬頃